

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告） 第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項の提出は、電磁的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第八条第三項及び第十一条第三項において同じ。）により行わなければならない。</p>	<p>（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告） 第五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の提出は、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第八条第三項及び第十一条第三項において同じ。）により行わなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	